

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書

～平成25年における状況について～

（概況報告と総括）

平成26年2月

原子力損害賠償紛争解決センター

目次

第1 当センターの現状	1
1 当センターの組織	1
(1) 事務所体制	1
(2) 人員体制	2
2 申立ての動向	3
(1) 申立件数	3
(2) 住所地別申立件数	5
(3) 業種別申立件数	8
(4) 損害項目別申立件数	9
3 取扱いの状況	10
(1) 取扱状況	10
(2) 和解成立の損害項目別動向	11
4 電話による問合せの状況	12
5 広報活動	14
第2 平成25年の取扱状況の分析等	15
1 平成25年申立事件の処理状況	15
2 当センターにおける審理の状況	15
3 東京電力の不当対応があった事案における遅延損害金を付した和解提案	16
第3 今後の課題と解決に向けた取組	17
1 4～5か月処理目標	17
2 不動産財物賠償(旧警戒区域・旧計画的避難区域)	17
3 就労不能損害(旧警戒区域・旧計画的避難区域)	18
4 営業損害(旧警戒区域・旧計画的避難区域)	18
5 第一次産業関係の営業損害(福島県全域及び近県)	19
6 東京電力に対する適切な対応	20
(1) 中間指針に具体的記載がない損害に対する賠償	20
(2) 当センターへの申立人に対する差別的取扱い	20
(3) 東京電力による不当な遅延行為	20
7 弁護士等代理人の理解と協力	21

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「当センター」という。)の平成25年1月から12月までの1年間における活動状況について報告する。

第1 当センターの現状

1 当センターの組織

(1) 事務所体制

当センターは、東京都内に2か所、福島県内に5か所の計7事務所において業務を行っている。

東京都内には、第一東京事務所(港区西新橋)及び第二東京事務所(港区新橋)がある。

この両事務所で、申立書の受理手続、具体的な審理等を行っている。

また、文部科学省ホームページにおける和解事例の公表その他の情報の掲載や、フリーダイヤルによる各種問合せへの対応(「4 電話による問合せの状況」参照)も実施している。

福島県内には、福島事務所(郡山市)、福島事務所県北支所(福島市)、同会津支所(会津若松市)、同いわき支所(いわき市)及び同相双支所(南相馬市)がある。

この5つの事務所では、福島原発事故被災地に近いという地域性を生かして、主に、被災者の方々からの申立方法や申立手順に関する相談に応じている。これに加えて、特に平成25年6月以降、広報活動にも力を入れている(「5 広報活動」参照)。

(2) 人員体制

【平成 23 年、24 年人員推移表】

	平成 23 年 12 月	平成 24 年 12 月
仲介委員	128	205
調査官	28	91
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	34 (8)	112 (25)
合計	190	408

【平成 25 年月別人員推移表】

	平成 25 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
仲介委員	205	206	208	209	209	210	210	211	232	254	254	253
調査官	107	133	140	153	166	173	180	184	187	190	193	193
和解仲介室職員 (うち福島事務所)	118 (25)	124 (25)	126 (25)	140 (24)	142 (26)	145 (26)	159 (26)	160 (26)	158 (26)	157 (26)	154 (26)	154 (26)
合計	430	463	474	502	517	528	549	555	577	601	601	600

※各月の月末における人数を示したものである。

※仲介委員：和解仲介の審理を進める弁護士

調査官：仲介委員を補佐する弁護士又は弁護士有資格者

和解仲介室：組織の正式名称は、「文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室」。

当センターの事務局的機能を担い、調査官及び職員の双方から構成される。

職員は、裁判所・法務省からの出向者及び文部科学省の職員等により構成される。

※なお、上記に加え、当センターの業務を総括する委員3名から成る総括委員会が置かれている。

【概要】

平成25年12月末時点で仲介委員253名（平成24年末より48名増）、調査官193名（同102名増）、和解仲介室職員154名（同42名増）の合計600名体制となり、大幅増員が実現した。

これにより、調査官1名当たりの未済事件数は、平成24年末には30件以上であったが、平成25年末には15件未満へと大幅に減少した。現在の未済事件数を前提とすると、調査官の増員については一段落したと考えている。

そのほか、平成25年10月、建物賠償に係る申立事件について、建築の専門的知見に基づく調査及び評価を行い、これを仲介委員の判断の参考とするため、建築の専門家2名が専門委員として発令された。

2 申立ての動向

(1) 申立件数

【平成 23 年から平成 25 年までの合計】

	平成 23 年 9月～12月合計	平成 24 年 1月～12月合計	平成 25 年 1月～12月合計
月別申立件数 (累計)	521 -	4,542 (5,063)	4,091 (9,154)
申立種別内訳			
法人申立て	102 (19.6%)	1,036 (22.8%)	902 (22.0%)
個人申立て	419 (80.4%)	3,506 (77.2%)	3,189 (78.0%)
申立人数 (累計)	1,206 -	12,055 (13,261)	25,914 (39,175)
申立ての 弁護士代理件数	129 (24.8%)	1,501 (33.0%)	1,351 (33.0%)
申立人数に対する 弁護士代理の割合	35%	49%	81%

【平成 25 年月別】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別申立件数 (累計)	240 (5,303)	314 (5,617)	307 (5,924)	340 (6,264)	336 (6,600)	322 (6,922)
申立種別内訳						
法人申立て	46 (19.2%)	83 (26.4%)	73 (23.8%)	80 (23.5%)	88 (26.2%)	74 (23.0%)
個人申立て	194 (80.8%)	231 (73.6%)	234 (76.2%)	260 (76.5%)	248 (73.8%)	248 (77.0%)
申立人数 (累計)	571 (13,832)	1,613 (15,445)	555 (16,000)	811 (16,811)	12,686 (29,497)	742 (30,239)
申立ての 弁護士代理件数	59 (24.6%)	96 (30.6%)	101 (32.9%)	105 (30.9%)	110 (32.7%)	96 (29.8%)
申立人数に対する 弁護士代理の割合	24%	76%	39%	47%	97%	46%

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月別申立件数 (累計)	357 (7,279)	266 (7,545)	385 (7,930)	417 (8,347)	373 (8,720)	434 (9,154)
申立種別内訳						
法人申立て	87 (24.4%)	65 (24.4%)	76 (19.7%)	96 (23.0%)	55 (14.7%)	79 (18.2%)
個人申立て	270 (75.6%)	201 (75.6%)	309 (80.3%)	321 (77.0%)	318 (85.3%)	355 (81.8%)
申立人数 (累計)	4,329 (34,568)	575 (35,143)	827 (35,970)	1,283 (37,253)	948 (38,201)	974 (39,175)
申立ての 弁護士代理件数	138 (38.7%)	99 (37.2%)	123 (31.9%)	137 (32.9%)	133 (35.7%)	154 (35.5%)
申立人数に対する 弁護士代理の割合	91%	49%	31%	63%	54%	39%

※括弧内のパーセントは、各件数を月別申立件数で除した数値である。

※個人と法人が同じ事件として立件されている場合には、法人申立て1件として計上している。

【概要】

平成25年の申立件数は4,091件であり、平成24年の4,542件からほぼ1割減少した。平成23年9月1日からの申立件数累計は9,154件となった。

平成25年の月ごとの申立件数は、2月から7月までは300件台で推移したが、9月以降は400件前後となり、増加傾向が見られた。月間申立件数の平均は341件(平成24年は379件)であった。

平成25年の申立人数は25,914名であった。大規模な集団申立てがあったため、平成24年(12,055名)よりも大幅に増加した。1件当たりの申立人数は、平成25年は6.3名であり、平成24年の2.7名と比べて約2.3倍と大幅に増加した。平成25年2月、5月、7月及び10月には、弁護士代理による大規模な集団申立てがあったため、申立人数ベースの弁護士代理比率が高くなった。

法人申立比率は22.0%(平成24年は22.8%)、件数ベースの弁護士代理比率は33.0%(同33.0%)であり、いずれも平成24年と同程度であった。

(2) 住所地別申立件数

【福島県内】					
	自治体名	事故時（注）	比率	申立時（注）	比率
浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町を除く)	南相馬市	744	18.2%	463	11.3%
	双葉郡浪江町	210	5.1%	6	0.1%
	双葉郡富岡町	187	4.6%	9	0.2%
	双葉郡双葉町	173	4.2%	6	0.1%
	双葉郡大熊町	166	4.1%	3	0.1%
	双葉郡楡葉町	70	1.7%	1	0.0%
	双葉郡広野町	53	1.3%	27	0.7%
	相馬郡飯舘村	27	0.7%	3	0.1%
	双葉郡葛尾村	25	0.6%	5	0.1%
	双葉郡川内村	25	0.6%	3	0.1%
	小計	1,680	41.1%	526	12.9%
浜通り (いわき市、 相馬市、 新地町に限る)	いわき市	313	7.7%	492	12.0%
	相馬市	56	1.4%	67	1.6%
	相馬郡新地町	22	0.5%	12	0.3%
	小計	391	9.6%	571	14.0%
県北	福島市	388	9.5%	372	9.1%
	伊達市	85	2.1%	72	1.8%
	伊達郡川俣町	59	1.4%	49	1.2%
	二本松市	48	1.2%	47	1.1%
	本宮市	18	0.4%	22	0.5%
	伊達郡桑折町	17	0.4%	19	0.5%
	伊達郡国見町	8	0.2%	7	0.2%
	安達郡大玉村	5	0.1%	8	0.2%
	小計	628	15.4%	596	14.6%
県中	郡山市	263	6.4%	287	7.0%
	田村市	48	1.2%	37	0.9%
	須賀川市	39	1.0%	43	1.1%
	田村郡小野町	6	0.1%	9	0.2%
	田村郡三春町	5	0.1%	14	0.3%
	岩瀬郡鏡石町	4	0.1%	3	0.1%
	石川郡玉川村	4	0.1%	3	0.1%
	岩瀬郡天栄村	3	0.1%	3	0.1%
	石川郡石川町	3	0.1%	2	0.0%
	石川郡古殿町	1	0.0%	1	0.0%
	石川郡平田村	1	0.0%		
小計	377	9.2%	402	9.8%	

県南	白河市	28	0.7%	30	0.7%
	西白河郡西郷村	12	0.3%	10	0.2%
	東白川郡塙町	5	0.1%	6	0.1%
	東白川郡棚倉町	2	0.0%	3	0.1%
	東白川郡鮫川村	2	0.0%	2	0.0%
	西白河郡矢吹町	1	0.0%	3	0.1%
	西白河郡泉崎村	1	0.0%	1	0.0%
	西白河郡中島村	1	0.0%	1	0.0%
	小計	52	1.3%	56	1.4%
会津	会津若松市	40	1.0%	86	2.1%
	喜多方市	13	0.3%	17	0.4%
	南会津郡南会津町	9	0.2%	11	0.3%
	耶麻郡猪苗代町	9	0.2%	10	0.2%
	耶麻郡北塩原村	6	0.1%	4	0.1%
	大沼郡会津美里町	3	0.1%	6	0.1%
	耶麻郡西会津町	3	0.1%	4	0.1%
	耶麻郡磐梯町	3	0.1%	3	0.1%
	河沼郡会津坂下町	2	0.0%	1	0.0%
	河沼郡柳津町	1	0.0%	2	0.0%
	南会津郡下郷町	1	0.0%	1	0.0%
	大沼郡昭和村	1	0.0%	1	0.0%
	小計	91	2.2%	146	3.6%
福島県内計		3,219	78.7%	2,297	56.1%
【福島県以外】					
	都道府県名	事故時（注）	比率	申立時（注）	比率
北海道・東北	宮城県	132	3.2%	232	5.7%
	岩手県	25	0.6%	28	0.7%
	北海道	18	0.4%	33	0.8%
	山形県	16	0.4%	111	2.7%
	秋田県	8	0.2%	17	0.4%
	青森県	6	0.1%	10	0.2%
	小計	205	5.0%	431	10.5%
関東・甲信越	茨城県	147	3.6%	206	5.0%
	東京都	123	3.0%	283	6.9%
	千葉県	99	2.4%	130	3.2%
	栃木県	99	2.4%	120	2.9%
	神奈川県	39	1.0%	119	2.9%
	埼玉県	36	0.9%	151	3.7%
	群馬県	29	0.7%	40	1.0%
	新潟県	8	0.2%	113	2.8%
	山梨県	8	0.2%	17	0.4%
	長野県	4	0.1%	13	0.3%
	小計	592	14.5%	1,192	29.1%

北陸・東海	静岡県	17	0.4%	24	0.6%
	愛知県	4	0.1%	19	0.5%
	石川県	2	0.0%	4	0.1%
	福井県	1	0.0%	6	0.1%
	富山県	1	0.0%	4	0.1%
	岐阜県	1	0.0%	4	0.1%
	小計	26	0.6%	61	1.5%
近畿	大阪府	11	0.3%	24	0.6%
	兵庫県	9	0.2%	13	0.3%
	三重県	5	0.1%	6	0.1%
	京都府	4	0.1%	10	0.2%
	和歌山県	2	0.0%	3	0.1%
	滋賀県	1	0.0%	2	0.0%
	奈良県	1	0.0%	2	0.0%
	小計	33	0.8%	60	1.5%
中国・四国	広島県	2	0.0%	10	0.2%
	香川県	1	0.0%		
	岡山県			10	0.2%
	鳥取県			2	0.0%
	島根県			1	0.0%
	高知県			1	0.0%
	小計	3	0.1%	24	0.6%
九州・沖縄	大分県	2	0.0%	4	0.1%
	福岡県	2	0.0%	3	0.1%
	沖縄県	1	0.0%	8	0.2%
	佐賀県	1	0.0%	2	0.0%
	熊本県			2	0.0%
	鹿児島県			2	0.0%
	長崎県			1	0.0%
	宮崎県			1	0.0%
	小計	6	0.1%	23	0.6%
事故時住所なし（事故後に申立会社を設立）		2	0.0%		
福島県以外の国内計		867	21.2%	1,791	43.8%
海外	中国	3	0.1%		
	アメリカ	1	0.0%		
	ブラジル	1	0.0%	1	0.0%
	イギリス			1	0.0%
	インド			1	0.0%
	小計	5	0.1%	3	0.1%
福島県以外計		872	21.3%	1,794	43.9%
合計		4,091	100.0%	4,091	100.0%

※住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。また、申立時住所は申立書の記載に従っており、例えば、申立時住所が旧警戒区域内(双葉町など)とされているものについて、当センターが申立時における居住の実態を確認したものではない。

【概要】

住所地別申立ての地域ごとの比率は、事故時、申立時とも、平成24年と比べて全体的な傾向はおおむね同じである。

主なものを比較すると、浜通り(いわき市、相馬市、新地町を除く。)は事故時41.1%(平成24年は43.0%)、申立時12.9%(同9.8%)、浜通り(いわき市、相馬市、新地町に限る。)は事故時9.6%(同10.6%)、申立時14.0%(同13.9%)、福島県内は事故時78.7%(同79.6%)、申立時56.1%(同53.5%)となっている。

(3) 業種別申立件数

営業損害の賠償を申し立てた法人及び個人事業主が営む業種は、次のとおりである。

	営業損害 申立件数	業 種 内 訳						
		農林 水産業	製造業 加工業	販売業	建設業	不動産業	医療業	サービス業 等
件数	1,380	260	269	250	48	84	23	523
割合		18.8%	19.5%	18.1%	3.5%	6.1%	1.7%	37.9%

※「サービス業等」は、サービス業のほかに、農林水産業、製造業・加工業、販売業、建設業、不動産業、医療業に含まれない業種が含まれている。

※複数の業種を営んでいる申立人は複数の業種に重複計上しているため、業種内訳の割合の合計は100%を超える。業種内訳の割合は、各業種の件数(延べ件数)を営業損害申立件数1,380で除した数値である。

【概要】

農林水産業者及び製造業・加工業者の割合が平成24年に比べて大きく増加しており(平成24年はそれぞれ12.3%、15.7%)、一方でサービス業等の割合が大きく減少している(同42.6%)。

このうち、農林水産業者については、申立件数が260件に大幅に増加したことにより(同192件)、全体に占める割合も増加したものである。その要因は、当センターが第一次産業に関する申立ての適正・迅速な処理に力を注いだ成果であるといえよう。

それら以外の業種の申立件数全体に占める比率は、次のとおり、おおむね平成24年と同じである。

販売業(同19.5%)、建設業(同4.4%)、不動産業(同6.2%)、医療業(同1.9%)

(4) 損害項目別申立件数

	申立 総件数	避難費用	生命・身体 的損害	精神的 損害	営業 損害	就労不能 損害	検査 費用	財物価値 喪失等	うち不動産 関連	除染費用
件 数	4,091	1,531	479	1,749	1,379	790	366	703	427	332
割 合		37.4%	11.7%	42.8%	33.7%	19.3%	8.9%	17.2%	10.4%	8.1%

※割合は、各損害項目の件数(延べ件数)を、平成25年の申立件数4,091で除した数値である。

【概要】

請求が多い損害項目は、避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等である。

大きな傾向は平成24年までとあまり変わらないが、検査費用及び除染費用の申立てが従来よりも目立つようになった。検査機器購入費用や除染費用を賠償提案した事例が、徐々に知れ渡ったことによるものと思われる。

3 取扱いの状況

(1) 取扱状況

【平成 23 年から平成 25 年までの合計】

	平成 23 年 合計	平成 24 年 合計	平成 25 年 合計
申立件数	521	4,542	4,091
既済件数	6	1,856	4,667
(内訳)			
和解成立	2	1,202	3,926
和解打ち切り	0	272	429
取下げ	4	381	312
却下	0	1	0
未済件数累計	515	3,201	2,625

【参考】

一部和解成立	0	246	987
仮払和解成立	0	80	27

【平成 25 年月別】

	平成 25 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
申立件数	240	314	307	340	336	322	357	266	385	417	373	434
既済件数	331	336	464	457	402	426	379	406	326	432	376	332
(内訳)												
和解成立	263	270	384	382	340	373	318	361	269	363	330	273
和解打ち切り	28	35	47	44	34	35	45	21	33	46	25	36
取下げ	40	31	33	31	28	18	16	24	24	23	21	23
却下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未済件数累計	3,110	3,088	2,931	2,814	2,748	2,644	2,622	2,482	2,541	2,526	2,523	2,625

【参考】

一部和解成立	62	48	45	69	55	49	60	83	70	188	150	108
仮払和解成立	7	7	5	4	2	0	2	0	0	0	0	0

※月ごとの申立件数、既済件数及び累計未済件数を示したものである。

【概要】

平成25年の既済(終了)件数は、和解成立3,926件、和解打ち切り429件及び取下げ312件を合わせた4,667件となり、平成24年の1,856件と比べて約2.5倍に増加した。平成23年9月1日からの既済件数累計は、和解成立5,130件、和解打ち切り701件、取下げ697件及び却下1件を合わせた6,529件となった。

月間既済件数は、平成25年3月及び4月に450件を超えたが、5月以降は400件前後で推移した。

未済件数累計(和解仲介手続中の案件数)は、常に前月比で増加していた平成24年から一転し、最多であった同年12月末の3,201件から、平成25年末の2,625件へと大幅に減少した。月ごとでは、9月及び12月を除き、前月を下回った。

なお、一部和解成立件数が平成25年10月以降大幅に増加したが、これは、集団申立てにおいて、個別世帯ごとの和解成立件数が増加したためである(統計上、個別世帯の和解が成立するごとに一部和解1件成立として計上し、最後の世帯が和解した時点で全部和解1件成立として計上している。)

和解打切りは紛争解決の見込みがないときに行われている。平成25年の年間打切件数429件の大半は、仲介委員が東京電力に対して損害賠償(賠償済みの額がある場合はそれを上回る額の賠償)を促すに足る根拠がないと判断した場合である。年間打切件数429件のうち、東京電力が和解案の受諾を拒否したために打切りとなったものは、東京電力の社員やその家族から申立てがあった事件の一部であり、件数は10件であった。

(2) 和解成立の損害項目別動向

	和解成立 総件数	避難 費用	生命・ 身体的 損害	精神的 損害	うち 増額事例	営業損害	就労不能 損害	検査費用	財物価値 喪失等	うち 不動産 関連	除染 費用	弁護士 費用
件数	3,926	1,736	492	1,706	666	1,357	798	473	682	170	316	1,310
割合		44.2%	12.5%	43.5%	17.0%	34.6%	20.3%	12.0%	17.4%	4.3%	8.0%	33.4%

※割合は、各損害項目の件数(延べ件数)を、和解成立件数3,926で除した数値である。

【概要】

平成24年と比べると、財物価値喪失等(平成24年は10.3%)及び除染費用(同4.7%)の増加が目立つ。下記の損害項目の比率は、次のとおり、おおむね平成24年と同じである。

避難費用(平成24年は44.5%)、生命・身体的損害(同12.2%)、精神的損害(同46.2%)、営業損害(同35.4%)、就労不能損害(同22.3%)、検査費用(同11.0%)

4 電話による問合せの状況

【平成25年】

	平成25年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
受電件数	710	707	685	635	594	571	481
(内容の内訳) センターの概要、手続	600 (84.5%)	614 (86.8%)	605 (88.3%)	553 (87.1%)	505 (85.0%)	524 (91.8%)	409 (85.0%)
センターへの意見、 要望、不満	24 (3.4%)	35 (5.0%)	39 (5.7%)	34 (5.4%)	29 (4.9%)	24 (4.2%)	23 (4.8%)
個別事件の相談、 賠償の可否	243 (34.2%)	260 (36.8%)	249 (36.4%)	218 (34.3%)	178 (30.0%)	180 (31.5%)	153 (31.8%)
紛争審査会（指針）への 意見、要望、不満	6 (0.8%)	3 (0.4%)	4 (0.6%)	3 (0.5%)	6 (1.0%)	3 (0.5%)	6 (1.2%)
東京電力への意見、 要望、不満	294 (41.4%)	283 (40.0%)	257 (37.5%)	216 (34.0%)	187 (31.5%)	184 (32.2%)	145 (30.1%)
その他	88 (12.4%)	98 (13.9%)	86 (12.6%)	44 (6.9%)	45 (7.6%)	34 (6.0%)	21 (4.4%)

	8月	9月	10月	11月	12月	合計
受電件数	478	549	611	598	543	7,162
(内容の内訳) センターの概要、手続	412 (86.2%)	438 (79.8%)	522 (85.4%)	553 (92.5%)	502 (92.4%)	6,237 (87.1%)
センターへの意見、 要望、不満	18 (3.8%)	14 (2.6%)	24 (3.9%)	16 (2.7%)	18 (3.3%)	298 (4.2%)
個別事件の相談、 賠償の可否	161 (33.7%)	183 (33.3%)	227 (37.2%)	151 (25.3%)	198 (36.5%)	2,401 (33.5%)
紛争審査会（指針）への 意見、要望、不満	1 (0.2%)	3 (0.5%)	6 (1.0%)	2 (0.3%)	8 (1.5%)	51 (0.7%)
東京電力への意見、 要望、不満	130 (27.2%)	162 (29.5%)	208 (34.0%)	154 (25.8%)	130 (23.9%)	2,350 (32.8%)
その他	28 (5.9%)	43 (7.8%)	37 (6.1%)	27 (4.5%)	26 (4.8%)	577 (8.1%)

※その他の項目は、損害賠償関係以外の問合せである。

※括弧内のパーセントは、月別の内訳(延べ件数)を、月別受電件数で除した数値である。

【概要】

最も多かったものがセンターの概要、手続に関するもの(具体的な申立方法や申立書の送付依頼など)で87.1%(平成24年は80.3%)、次いで個別事件の相談、賠償の可否33.5%(同35.3%)、3番目が東京電力への意見、要望、不満32.8%(同32.9%)であった。

全体的に見ると、受電件数が7,162件(同12,364件)と、前年から42%減少した。また、各項目のうち、センターの概要、手続については上記のように大幅な増加が見られ、一方で紛争審

査会(指針)への意見、要望、不満(同2. 7%)及びその他(同13. 6%)の減少が目立った。

当センターへの意見、要望、不満では、平成25年当初は審理期間について時間が掛かりすぎるとの指摘が多かったが、同年半ばころから減少している。また、東京電力への意見、要望、不満としては、次のようなものがあった。

- 1 東京電力の賠償基準や提示された査定額に納得できない。
- 2 中間指針に個別に明記されていない損害は支払わないと言われた。
- 3 東京電力の査定額を受け入れなかったら、当センターの役割等を十分説明されることなく、一方的にセンターを案内された。
- 4 東京電力の直接賠償窓口における対応が不誠実である。回答が担当者によって異なる。
- 5 当センターで和解した後、同じ損害項目について和解で対象となった期間以降の損害を東京電力へ直接請求したところ、和解案の考え方を受け入れてもらえず、東京電力の賠償基準を主張するのみで支払を拒否され、再びセンターへ申し立てるよう言われた。

平成24年報告書で指摘した東京電力による当センターへの申立てをした者に対する差別的取扱いの苦情(東京電力への直接請求と当センターへの申立てを両方行っている場合に、直接請求の手続きを進めてもらえない、過去に当センターで和解し、その他の損害を直接請求で解決しようとしたが、東京電力所定の請求書用紙を送付してもらえない。)は、跡を絶たない。

さらに、平成25年を通じて、項目全体にわたり、時効に対する不安や時効関連立法(※)に関する問合せ、自主除染の賠償に関する問合せが少なからず寄せられた。

※時効に関しては、平成25年に、次の2本の法律が公布・施行された。

- 1 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律(平成25年6月5日公布・施行、法律第32号)

(以下「原賠 ADR 時効中断特例法」という。)

[主な内容]

当センターへの和解仲介を申し立てた者が、和解仲介の打切りの通知を受けた日から1か月以内に、裁判所に訴えを提起した場合には、当該和解仲介の申立ての時に訴えを提起したものとみなす。

- 2 東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律(平成25年12月11日公布・施行、法律第97号)

[主な内容]

民法第724条では「3年間」とされている消滅時効の期間を「10年間」とするとともに、除斥期間について「不法行為の時から20年」を「損害が生じた時から20年」とする。

5 広報活動

当センターでは、従前から取り組んでいる対外的な業務(「第1 1 (1)事務所体制」参照)に加えて、特に、平成25年6月の原賠ADR時効中断特例法の公布・施行を一つの契機にして、被災地及びその近隣地域の人々に当センターの存在・役割及び和解仲介手続についてより身近に感じていただけるよう、広報活動の更なる充実を図った。

具体的には、政府広報(テレビや新聞等)による当センターの紹介、関係自治体のニーズも踏まえた当センターからのお知らせ等を掲載したパンフレットやこれまでの和解事例を抜粋して見やすくまとめた小冊子の作成及び配布、原子力損害賠償支援機構や被災自治体等との連携による福島県内を中心とする各地での住民等を対象にした説明会の開催などを行った。

第2 平成25年の取扱状況の分析等

1 平成25年申立事件の処理状況

平成25年の前半に申し立てられた事件については、おおむね半分程度の事件が申立後5か月以内に和解案の提案(又は和解打切り・取下げ)に至り、同様におおむね半分程度の事件が申立後6か月以内に事件終了(和解成立、和解打切り又は取下げ)に至っている。なお、同年に事件終了(既済)となった事件の終了事由の別は、84%が和解成立、9%が和解打切り、7%が取下げである。同年前半に申し立てられた事件は、月間申立件数が300件程度にとどまっていたこともあり、標準的な事件については、おおむね申立後半年以内に事件の終了に至っているといえる。平成24年報告書で掲げた「平成25年に申し立てられた事件を4～5か月の審理期間で処理する」という目標に、ある程度近づくことができたと考えている。

しかしながら、同年9月以降に申し立てられた事件の月間申立件数が約400件程度にまで増加しており、これを同年前半に申し立てられた事件と同様のペースで処理していくことができるかどうか、今後の課題となる。

同年の月間既済件数は、9月及び12月を除き、当該月の申立件数を上回った。これに伴い、未済件数累計は、平成24年12月末の3,201件から大幅に減少し、平成25年12月末時点で2,625件となった(以上については、「第1 3(1) 取扱状況」参照)。

他方、平成23年及び24年に申し立てられた事件の中には、申立当時の当センターの人的体制が十分でなかったこともあり、終了までに時間を要した事件が少なからずあった。このような古い事件を含めた平均審理期間は、約7か月(和解案提案までの平均審理期間は約6か月)とみられる。

2 当センターにおける審理の状況

当センターにおいては、平成25年においても、迅速な審理・早期の和解提案を実現するために、平成24年報告書において指摘した審理簡素化のための工夫を実行し続けてきた。平成26年以降においても、同様の工夫を実行し続けていく。

- ① 民事訴訟、民事調停手続を念頭においた厳格な手続観にとらわれることなく、当センターとして工夫した迅速・簡素な手続を行うべきであるとの基本をより浸透させる。
- ② 書面審理のみによる和解提案を活用し、口頭審理期日を開催する場合であっても、目的を明確にして、少数回だけ開催する。
- ③ 口頭審理期日は、原則として、当センター(東京事務所)で行う。当センター(東京事務所)に来所することが困難な当事者のために、電話会議システム又はテレビ会議システムを活用する。
- ④ 書証の乏しい事案(第一次産業の事業者、個人)の事実認定は、被害の実態に即して、申立人の陳述から事実を積極的に認定し、経験則を多用し、常識的な事実認定に努める。
- ⑤ 損害額を算定するに当たっては、いたずらな緻密さを排除し、合理的な概算で足りるもの

として、簡易迅速に行う。

- ⑥ 当事者間の釈明要求や資料提出要求(特に東京電力によるもの)は、不要なものが目立ち、相手方当事者(特に申立人)に不当な負担を課し、賠償の実現の不当な遅延を招くので、厳選して採用することとする。
- ⑦ 和解案提示理由書は、真に必要な場合を除いて作成せず、作成する場合においても、必要な論点についての簡素なものにとどめる。
- ⑧ 清算条項など和解契約書の内容の一部を標準化・定型化し、標準化・定型化されたものについてはそれと異なる条項を用いないようにする。

3 東京電力の不当対応があった事案における遅延損害金を付した和解提案

平成25年には、4件の事件において遅延損害金を付した和解案が提案され、うち3件で遅延損害金を付した和解が成立し、うち1件は遅延損害金部分に限り和解提案後の申立人による申立ての取下げにより終了した。和解の仲介の手續において東京電力が審理を不当に遅延させる態度を取った場合には、和解案に遅延損害金を付することができる」とされている(「総括基準・加害者による審理の不当遅延と遅延損害金について」参照)。

うち1件は、東京電力による遅延行為があった事例である。和解案提案後、その回答期限の当日に東京電力が提出した上申書の内容が、既に当該事件において審理・判断済みの事項の蒸し返しであって、和解成立及び和解金支払を不当に遅延させる目的による上申書提出行為と認められ、提案済みの和解案に遅延損害金を付した新たな和解案が再提案された。新たな和解案の再提案後に、遅延損害金部分以外の部分について和解金が支払われると、残部(遅延損害金部分)について申立ての取下げがあったため、遅延損害金部分は和解成立に至らずに、事件は終了した。

残りの3件は、いずれも、当センターの和解仲介手續で和解した被害者が、その後、東京電力から、直接請求手續における精神的損害等の包括請求の請求書用紙の交付を拒まれるなどの、一般の被害者と比べて差別的な取扱いを受けた事案である。東京電力は、東京電力作成の請求書用紙によるものでなければ直接請求を受け付けないので、請求書用紙の交付拒否は、通常は、賠償拒否に相当する行為となる。そこで、当センターへの再度の申立てにおいて、東京電力が和解仲介手續において審理を不当に遅延させる態度を取った場合に準じるものとして、遅延損害金を付した和解案が提示され、いずれの事案でも、遅延損害金を付した和解が成立した。

第3 今後の課題と解決に向けた取組

1 4～5か月処理目標

- (1) 「第2 1 平成25年申立事件の処理状況」で述べたとおり、平成25年9月以降、月間申立件数が、それまでの300件前後から、400件前後にまで増加しており、この月間400件前後の事件についても、標準的な事件については、4～5か月程度の審理期間で処理することが、平成26年における目標となる。原子力損害賠償の和解仲介を適正かつ迅速に行うことが当センターの使命であり、被害者が当センターにまず望むことは、早期の和解提案である。被害者の期待に沿うように努力する必要がある。
- (2) 4～5か月処理目標は、全ての申立事件の処理目標となる。事件の種類を問わない。複雑困難な事件や集団申立事件も、例外ではない。

集団申立事件については、平成25年申立事件の一部の事件の中から、現実には、申立後半年程度で和解提案に至る見込みの事件が生じ始めている。特に、申立代理人を付さない本人申立ての集団申立事件について、この傾向が生じ始めている。他方において、申立代理人の付いた集団申立事件の一部は、申立人側の準備不足などの理由で遅延しており、迅速化のための工夫が今後の課題となる。なお、当センターは、現時点では、いわゆるチャンピオン方式(いくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねる審理方式)は、この方式に対する双方当事者の未習熟と代表案件以外の案件の申立人ら(代表案件審理中に待機させられる。)の不満などが原因となり、標準的な事件処理方法として採用することを中止している。調査官の増員や、処理ノウハウの蓄積により、代表案件を選定しなくても、審理の冒頭の段階で終局を見据えた審理スケジュールを設定し、これについて当事者の理解と協力が得られた事件については、半年程度の審理期間で和解案提案に至っている。

複雑困難な事件であっても、法人申立てなどの事案で、主張と証拠の提出が迅速に行われ、会社の実務担当者による分かりやすい説明がされる事件は、申立代理人のない申立てであっても、早期の和解提案が実現している。個人の本人申立ての事案であっても、仲介委員や調査官の指示に対して迅速的確な対応がされる事件も、同様である。さらに、個人の本人申立ての事案で、申立人の言い分の把握に時間を要する事件であっても、以前ほどには審理に時間が掛からなくなっている。

- (3) 他方、平成24年までに申し立てられ、今なお審理中の事件が200件余り残っており、これらのいまだ審理中の事件を早期に処理することも、平成26年の課題となる。

2 不動産財物賠償（旧警戒区域・旧計画的避難区域）

平成25年末に、旧警戒区域、旧計画的避難区域所在の不動産の財物賠償に関する中間指針第四次追補が決定されたことから、平成26年は、不動産財物賠償の申立てが増加していくと思われる。

当センターは、第四次追補決定前から、移住の選択も一つの合理的決断といえる場合であって、移住先地価単価が原発事故当時の被害土地の地価単価より高額である場合には、地価水準が同程度の近傍同種地を代替地として取得できないことを理由に、被害土地の地価単価による賠償をするだけでは、民法709条にいう「損害」を賠償したことにはならないとして、財物賠償として、移住先地価単価の水準(又は、移住先地価単価と被害土地地価単価の中間水準)による賠償提案を実行するなどしてきた。今後も、旧警戒区域等の土地建物の賠償については、適切な事案においては上記方式を活用して、従前と同様の提案をしていく。

当センターは、平成26年冒頭の時点においては、旧緊急時避難準備区域や自主的避難等対象区域に所在する不動産の財物賠償を求める申立てについては、原則として、「損害額を適切に算定するための資料が現時点では得られない」ことを理由として、和解仲介手続を打ち切っている。しかしながら、この扱いは、賠償請求権が存在しないという見解を確定的に述べたものではない。将来、これらの不動産について、原発事故による地価下落等の損害額算定資料が得られるようになったときは、賠償提案をしていくことになると思われる。

3 就労不能損害（旧警戒区域・旧計画的避難区域）

旧警戒区域や旧計画的避難区域の就労不能損害について、東京電力は、直接請求手続における包括賠償の対象期間を平成26年2月までとしているが、当センターでは、平成26年3月以降の分も、基本的に、平成26年2月までと同様の額の損害を積極的に賠償提案していくことになる。ただし、被害者の個別の事情に基づき、就労不能損害の発生が終了したことについて、東京電力側からの具体的な立証が成功した事案については、例外的に賠償提案をしないこともあり得る。

なお、東京電力やその監督官庁が就労不能損害の終期の目安を平成26年2月と定めたとしても、法令や中間指針に根拠のないものであり、当センターは、そのような目安に拘束されない。また、避難指示の解除を直接の原因として就労不能損害の発生が終了するものではないことは、当然のことであり、原則として、避難指示解除後も就労不能損害の賠償提案を継続していくことになる。平成27年3月以降の営業損害についても、就労不能損害と同様の考え方により、平成27年2月までと同様の額の損害を積極的に賠償提案していくことになるであろう。

4 営業損害（旧警戒区域・旧計画的避難区域）

旧警戒区域や旧計画的避難区域に本拠を置く自営業者の多くは、将来の生活設計がまだ立てられず、帰還しての事業再開、移住しての事業再開、廃業(転職)などの選択ができない状態にある。

これらの自営業者は、仮に将来の避難指示解除後に帰還して事業を再開するとしても、商圏の縮小による原子力損害が発生することが避けられないとみられ、そのような損害をどのように構成して適切に賠償提案していくか(逸失利益の継続か、商圏の喪失を一部廃業を余儀

なくされたものとみるか、その他)が、平成26年以降の課題となる。

また、これらの自営業者は、旧警戒区域内・旧計画的避難区域内に長期間放置せざるを得なかった営業用動産について、東京電力に直接請求しても、法律上認められるべき十分な額の賠償を受け取ることができずにいることが明らかになっている。不十分な賠償が自営業者の将来の生活設計の障害になっており、当センターは、従来より十分な額の賠償提案に努めてきたが、これを継続することが当センターの平成26年以降の課題である。さらに、資産評価方法が確立していないが営業の重要な基盤を構成していた営業用動産(明治時代から使用を継続してきた道具類、長年継ぎ足してきたツユ・タレの類)その他の有形無形の財産(得意先関係、仕入先関係、営業の名声、営業上の秘訣などのいわゆる「暖簾」)の賠償の可否及び算定方法を検討していくことも、平成26年以降の課題となる。

5 第一次産業関係の営業損害(福島県全域及び近県)

農業、畜産業、水産業、林業などの第一次産業関係の原発事故による被害は、旧警戒区域・旧計画的避難区域などの避難指示区域のみならず、それ以外の福島県内全域や近県(宮城、茨城、栃木、千葉など)にも幅広く及び、長期化し、収束する見込みがなかなか立たない。残念ながら、損害は毎年新たに発生を続け、その総額がいくらになるか、その終期がいつになるかは、現時点では予測できない。

第一次産業関係の事業者、特に零細事業者は、証拠となるような事業の記録に乏しく、損害賠償の東京電力への直接請求で思うような成果が得られないことが多いようである。当センターは、第一次産業関係の事業者のように文書による証拠の乏しい被害者の事案においては、被害の実態に即して、申立人の陳述から事実を積極的に認定し、経験則を多用し、常識的な事実認定に努めて、適切な金額の賠償提案を行うようにしているが、このようなことの継続が、平成26年以降の課題である。

当センターは、生産(作付け・操業等)の制限・自粛による被害も、生産物に対する風評被害も、中間指針に具体的記載のある被害も、具体的記載のない被害も、法令の解釈に従い、適切な賠償提案を行っていく。また、当センターは、賠償交渉に当たり農協・漁協等を経由しない被害者からの申立てを受けるとともに、農協・漁協等を経由して賠償金を受領したが賠償金額の算定に不満のある被害者からの申立ても受け付ける。

また、旧緊急時避難準備区域や自主的避難等対象区域に所在する農地の価格下落についても、損害額算定の資料が得られるようになったときは、賠償提案をしていくことになると思われる。

6 東京電力に対する適切な対応

(1) 中間指針に具体的記載がない損害に対する賠償

繰り返し指摘されてきたことであるが、東京電力の賠償基準には、法や中間指針の趣旨に反する点がある。中間指針に具体的な記載があるものしか、原則として賠償の対象にしないという点がそれである。法令の解釈により賠償の対象となるものは、中間指針に具体的な記載のあるものも、具体的な記載のないものも、いずれも賠償の対象となることは、当然のことである。また、あらゆる賠償の対象を漏れなく中間指針に記述することは不可能であるから、中間指針に具体的な記載があるものだけを賠償の対象とすれば、法律違反の状態が生じることも、自明のことである。

平成25年においても、東京電力が中間指針に明記されていない損害であることだけを理由に直接請求における賠償を拒否した事例は、跡を絶たない。このような事案が当センターに申し立てられた場合、比較的簡単に賠償提案に至る事件が珍しくない。東京電力の賠償に対する姿勢は、被害者の早期救済の障害となっており、改善が望まれる。

(2) 当センターへの申立人に対する差別的取扱い

平成24年報告書では、当センターに申立てをした被害者に対する差別的取扱いが東京電力の末端の窓口で見られることを指摘し、この点を踏まえ、平成25年3月、文部科学省から東京電力に対し、事故の被害を受けた方に対する誠意ある対応の徹底が要請された。

しかしながら、前記(「第1 4 電話による問合せの状況」参照)のとおり、当センターに申立てをした被害者に対して、直接請求の請求書用紙を交付することを拒否するなどの差別的取扱事例が、平成25年も発生を続けている。このような東京電力の取扱いは、被害者に当センターへの申立てをためらわせる原因となり、また、当センターに申立てを行った被害者の賠償金受領を遅滞させることにもなり、あってはならないことである。

当センターでは、今後も、こうした事例について、判明次第、直ちに東京電力に指摘をして適切な対応を促すとともに、遅延損害金を付した和解案を提案する対応をしていく。被害者の方々にあっては、安心して申立てをしていただきたい。

(3) 東京電力による不当な遅延行為

平成25年後半に、仲介委員による和解案提案後、手続の遅延を目的としたとしか思えない上申書が東京電力から提出されることが相次いだ。審理の結果和解案の内容に採用されなかった東京電力の主張を蒸し返す内容の上申書を、和解案に対する回答期限の当日やその直前の日に提出し、和解成立・和解金支払の遅延と、当センターの事務の渋滞を招いた。

当センターでは、上申書の提出があっても、回答期限を変更せずに和解案の諾否についての速やかな回答を求め、被害者の和解金受領の遅延が生じないように努めている。また、悪質なものについては、前記のとおり、遅延損害金を付加した新たな和解案を再提案しており、平成26年以降も、同様の方針を維持していく。

このような事態は、平成24年に一旦発生したが、当センターが問題事例として公表したことにより解消されつつあった。しかしながら、簡単に再発することが実証されたことから、平成26

年以降も、同様の事態がないように適切に対処していく。

7 弁護士等代理人の理解と協力

被申立人である東京電力の審理への対応に是正を要する点があることは前記のとおりであるが、申立人又は申立代理人についても、その準備不足や主張又は証拠資料の提出の遅れにより、審理が遅延する事件が跡を絶たない。追加の主張や証拠資料の提出がある場合には迅速な提出を行うなど、申立人側には、審理促進に対する協力をお願いしたい。

以上